平成２１年（フ）第２４６号
茨城県つくば市松代４丁目28番地431棟201号
債務者　木田　睦明
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２４３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字オノ割71番地１茜荘５号
債務者　坂下紀久男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７３号
愛知県清須市清洲４丁目３番地14　第５山本ビル306
債務者　久綱　和男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５２８号
名古屋市中村区森田町３丁目６番20号第Ⅲけやき205
債務者　内藤　里菜
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４００号
大阪市中央区道頓堀１丁目東１番12号　藤ビル303
債務者　森田　千春
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８２号
大阪市大正区平尾２丁目19番16号
債務者　虎尾　廣道
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４７号
大阪市阿倍野区北畠３丁目２番４号
債務者　宮脇　清和
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５１号
大阪府豊中市野田町５番32―102号
債務者　高橋　基昭
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２２号
大阪府八尾市若草町１番１―207号
債務者　浅野　篤
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２３号
大阪府八尾市若草町１番１―207号
債務者　浅野　幸枝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５１号
大阪府箕面市箕面５丁目２番５号
債務者　薮田光一郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９５号
大阪市中央区東高麗橋４番７―901号
債務者　韓国家庭料理姜こと永澤慶子こと　姜慶喜
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５９９号
大阪市東淀川区菅原６丁目４番２―505号
債務者　清水那賀子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目５番18号４Ｆ
債務者　井藤　厚子（旧姓沖本）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４８号
大阪府東大阪市近江堂３―11―３、住民票上の住所大阪府東大阪市下小阪４丁目９番10号
債務者　北口　晃一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６５９号
大阪府豊中市庄本町１丁目５番６号
債務者　松本　幹生
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０号
福岡県大牟田市船津町１丁目３番地２
債務者　川口　道子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県大牟田市大字勝立122番地23
債務者　本田　幸二
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部